

第 88 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月21日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 東北銀行

取締役頭取 浅沼 新

中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	26,366	預 金	610,223
コ ー ル ロ ー ン	33,000	借 用 金	1,533
買 入 金 銭 債 権	0	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	133	社 債	1,200
有 価 証 券	126,517	そ の 他 負 債	1,701
貸 出 金	443,175	退 職 給 付 引 当 金	2,434
外 国 為 替	206	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129
そ の 他 資 産	1,999	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,291
有 形 固 定 資 産	8,600	支 払 承 諾	9,065
無 形 固 定 資 産	377	負 債 の 部 合 計	627,579
繰 延 税 金 資 産	5,379	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	9,065	資 本 金	8,233
貸 倒 引 当 金	△ 3,930	資 本 剰 余 金	6,162
		資 本 準 備 金	6,154
		そ の 他 資 本 剰 余 金	8
		利 益 剰 余 金	8,527
		利 益 準 備 金	1,946
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,580
		別 途 積 立 金	4,862
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,717
		自 己 株 式	△ 51
		株 主 資 本 合 計	22,871
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,241
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	441
		純 資 産 の 部 合 計	23,313
資 産 の 部 合 計	650,892	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	650,892

中間損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,934
資 金 運 用 収 益	6,253
(うち貸出金利息)	(5,470)
(うち有価証券利息配当金)	(607)
役 務 取 引 等 収 益	1,150
そ の 他 業 務 収 益	98
そ の 他 経 常 収 益	431
経 常 費 用	6,786
資 金 調 達 費 用	892
(うち預金利息)	(827)
役 務 取 引 等 費 用	506
そ の 他 業 務 費 用	121
営 業 経 費	4,608
そ の 他 経 常 費 用	657
経 常 利 益	1,148
特 別 利 益	110
特 別 損 失	17
税 引 前 中 間 純 利 益	1,241
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144
法 人 税 等 調 整 額	451
中 間 純 利 益	645

(中間貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
動 産	3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は4百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行っていましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘価額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は18百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,202百万円であります。

また、当中間期より、要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上していましたが、当中間期より、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は207百万円減少し、経常利益及び税引前中間純利益は同額増加しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間期末における必要額を計上しております。

なお、役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前期の下期において、役員退職慰労金規定に基づく期末における必要額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

前中間期において変更後の方法によった場合には、営業経費は13百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税引前中間純利益は過年度発生額145百万円を特別損失に計上することにより158百万円減少します。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 23百万円

17. 関係会社の株式総額 3百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 9,129百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,532百万円、延滞債権額は13,842百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は379百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,390百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,145百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,969百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,653百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,226百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,858百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は43百万円、敷金は16百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

28. 社債は、劣後特約付社債であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合には、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ740百万円減少します。

30. 1株当たりの純資産額 245円71銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,000	968	△31
地方債	1,758	1,726	△32
社債	1,300	1,293	△6
その他	3,500	3,398	△101
合計	7,558	7,386	△172

子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	10,291	10,196	△95
債 券	94,956	93,379	△1,577
国 債	45,555	44,223	△1,331
地方債	1,367	1,347	△20
社 債	48,033	47,808	△224
その他	14,001	13,568	△433
合 計	119,250	117,144	△2,106

なお、上記の評価差額に繰延税金資産864百万円を加えた額△1,241百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社 債	965
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3
その他有価証券 非上場株式等	846

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,027百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが149,836百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,283百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	983
減価償却損金算入限度超過額	390
有価証券償却否認額	143
その他有価証券評価差額金	864
その他	293
繰延税金資産小計	5,958
評価性引当金	△578
繰延税金資産合計	5,379
繰延税金資産の純額	5,379百万円

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.82%

(中間損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円80銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却223百万円及び貸倒引当金繰入額218百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	26,589	預 金	607,344
コールローン及び買入手形	33,000	借 用 金	2,576
買 入 金 銭 債 権	0	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	133	社 債	1,200
有 価 証 券	126,532	そ の 他 負 債	3,837
貸 出 金	439,756	退 職 給 付 引 当 金	2,434
外 国 為 替	206	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	143
そ の 他 資 産	5,021	販 売 促 進 引 当 金	18
有 形 固 定 資 産	11,938	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
無 形 固 定 資 産	377	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,291
繰 延 税 金 資 産	5,639	支 払 承 諾	9,065
支 払 承 諾 見 返	9,065	負 債 の 部 合 計	627,913
貸 倒 引 当 金	△ 4,777	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,162
		利 益 剰 余 金	8,661
		自 己 株 式	△ 51
		株 主 資 本 合 計	23,006
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,241
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	441
		少 数 株 主 持 分	2,122
		純 資 産 の 部 合 計	25,570
資 産 の 部 合 計	653,483	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	653,483

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		9,246
資 金 運 用 収 益	6,317	
(うち貸出金利息)	(5,534)	
(うち有価証券利息配当金)	(607)	
役 務 取 引 等 収 益	1,370	
そ の 他 業 務 収 益	1,118	
そ の 他 経 常 収 益	440	
経 常 費 用		8,093
資 金 調 達 費 用	899	
(うち預金利息)	(824)	
役 務 取 引 等 費 用	518	
そ の 他 業 務 費 用	1,000	
営 業 経 費	4,843	
そ の 他 経 常 費 用	831	
経 常 利 益		1,153
特 別 利 益		110
特 別 損 失		17
固 定 資 産 処 分 損	4	
減 損 損 失	13	
そ の 他 の 特 別 損 失	0	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		1,246
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		187
法 人 税 等 調 整 額		417
少 数 株 主 損 失		1
中 間 純 利 益		642

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシービーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 5社

(中間連結貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

動 産 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は6百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。当行は従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行って行りましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘価額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は40百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,202百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要

と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

また、当中間連結会計期間より、当行の要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上していましたが、当中間連結会計期間より、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は207百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額増加しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間連結会計期間末における必要額を計上しております。

なお、役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理してはいましたが、前連結会計年度の下期において、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末における必要額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

前中間連結会計期間において変更後の方法によった場合には、営業経費は13百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税金等調整前中間純利益は過年度発生額145百万円を特別損失に計上することにより158百万円減少します。

12. 販売促進引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

なお、従来、カード会員に付与した交換可能ポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理してはいましたが、前連結会計年度の下期において、将来の費用負担見込額について販売促進引当金として計上する方法に変更しております。

前中間連結会計期間において前連結会計年度末の実績率に基づき計上した場合、営業経費は14百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少します。

13. 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

当中間連結会計期間より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）に基づき返還見込額を合理的に見積り、当該見積返還額を利息返還損失引当金に計上しております。この変更により、その他経常費用は2百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

16. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 23百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 17,987百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,623百万円、延滞債権額は14,292百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は458百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,390百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,764百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,969百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,653百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,226百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,858百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は43百万円、敷金は20百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

29. 社債は、劣後特約付社債であります。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合には、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ740百万円減少します。

31. 1株当たりの純資産額 247円13銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	1,000	968	△31
地方債	1,758	1,726	△32
社債	1,300	1,293	△6
その他	3,500	3,398	△101
合計	7,558	7,386	△172

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	10,292	10,197	△94
債券	94,956	93,379	△1,577
国債	45,555	44,223	△1,331
地方債	1,367	1,347	△20
社債	48,033	47,808	△224
その他	14,001	13,568	△433
合計	119,251	117,145	△2,105

なお、上記の評価差額に繰延税金資産864百万円を加えた額△1,241百万円のうち少数株主持分相当額0百万円を控除した額△1,241百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	965
その他有価証券 非上場株式等	863

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、175,571百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが169,380百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.56%

(中間連結損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円77銭
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額381百万円及び貸出金償却224百万円を含んでおります。